

山口県高等学校体育連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、山口県高等学校体育連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を理事長所在の学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、高等学校（中等教育学校後期課程を含む。以下「高等学校」という。）における体育・スポーツの普及振興を図り、もって高等学校生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校体育・スポーツの普及振興に関する事項についての審議
- (2) 高等学校生徒の体育大会等の開催
- (3) 高等学校体育・スポーツに関する調査研究
- (4) 体育・スポーツ諸団体との連絡
- (5) 表彰に関する事業
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(加盟団体)

第5条 本連盟は、山口県内の加盟高等学校で組織する。

(支部)

第6条 本連盟に、下記の支部を置く。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| (1) 岩柳支部 | (2) 徳山支部 | (3) 山防支部 |
| (4) 宇部支部 | (5) 下関支部 | (6) 長北支部 |

(専門部)

第7条 本連盟に、下記競技種目別及びその他の専門部を置く。

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 駅伝 | (3) 水泳 |
| (4) 体操・新体操 | (5) ボート | (6) ヨット |
| (7) 登山 | (8) スキー | (9) バスケットボール |
| (10) ハンドボール | (11) バレーボール | (12) ソフトテニス |
| (13) テニス | (14) 卓球 | (15) サッカー |
| (16) ラグビーフットボール | (17) ソフトボール | (18) バドミントン |
| (19) 柔道 | (20) 剣道 | (21) 相撲 |
| (22) 弓道 | (23) レスリング | (24) ボクシング |

- | | | |
|----------------------|--------------------|------------------|
| (25) ウェイトリフティング | (26) フェンシング | (27) 自転車 |
| (28) ホッケー | (29) 馬術 (休部) | (30) アーチェリー |
| (31) 空手道 | (32) 少林寺拳法 | (33) なぎなた |
| (34) カヌー | (35) <u>ライフル射撃</u> | (36) <u>調査研究</u> |
| (37) 定時制通信制
(委員会) | | |

第8条 本連盟は、評議員会の承認を得て、各種委員会を置くことができる。
(細 則)

第9条 支部、専門部及び各種委員会の細則は、別にこれを定める。

第4章 役員

(役員)

第10条 本連盟に、下記の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副 会 長 | 6 名 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 | (4) 副理事長 | 1 名 |
| (5) 理 事 | 若干名 | (6) 監 事 | 2 名 |
| (7) 評 議 員 | 各加盟校代表者 1名 | (8) 事務局長 | 1 名 |

(役員の選任及び職務)

第11条 理事及び監事は、評議員会で選出する。

- 2 会長は、評議員会で推薦し、本連盟を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は、支部長を兼任し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代行する。
- 4 理事長・副理事長・事務局長は、理事会で推薦し、理事長は常務を掌り、副理事長は理事長を補佐し、事務局長は会務を掌る。(理事長は、他の役職を兼務しないものとする。)
- 5 理事(会長・副会長・理事長・副理事長・支部理事長・専門委員長・事務局長)は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 6 監事は、本連盟の会計及び理事の業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員(役員)の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。欠員により補充された役員(役員)の任期は前任者の残任期間とする。

(評議員)

第13条 評議員(各加盟学校において1名選出)は、評議員会を組織して、この規約に定める事項について議決する。

(幹 事)

第14条 本連盟の事務(事務)を処理するため、必要な幹事(幹事)を置くことができる。

- 2 幹事は、会長が委嘱し、本連盟の庶務会計に当たる。
- 3 幹事は、会議に出席して意見を述べる(幹事)ことができる。

第5章 顧問・参与

(顧問・参与)

第15条 本連盟に顧問、参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問、参与は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与は会長及び理事会の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるることができる。

第6章 会議

(評議員会)

第16条 評議員会(総会)は毎年1回会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算決定及び決算の承認
- (2) 役員承認
- (3) 本連盟の事業に関する事項についての決定及び承認
- (4) 規約・細則・規定の改廃に関する事項についての決定及び承認
- (5) その他、連盟の運営に関する必要な事項についての決定

(理事会)

第17条 理事会は会長が招集し、次の事項を議決する。会議は、会長が主宰する。

- (1) 予算案及び決算案の決定
- (2) 事業計画案の決定
- (3) 評議員会において決定した事項並びに委任された事項の審議
- (4) その他、緊急を要する事項の審議

(専門委員長会)

第18条 専門委員長会は、理事長、副理事長、専門委員長、事務局長を持って構成し、会長が招集する。

- 2 専門委員長会は、本連盟の事業運営に関する事項について審議する。

(専門委員会)

第19条 専門委員会は、専門部長と専門委員長、専門委員を持って構成し、会議は専門部長が招集し、大会運営に関する事項を審議する。

(会議の定足数)

第20条 本連盟の会議は、構成人員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 会議の議事は出席人員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決すところによる。

第7章 会計

(加盟費)

第21条 本連盟の経費は、加盟費及び本連盟の事項によって生ずる収入並び

に寄付金をもってあてる。加盟費は、評議員会で決定する。

(補助金事業)

第22条 補助金事業（高等学校大会等派遣関係事業）に関しては、別にこれを定める

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 事務局

第24条 本連盟に事務局を置く。

第25条 本連盟は、事務局員を雇用することができる。

附 則

本規約は、昭和24年4月から施行する。

昭和48年4月24日一部改正

昭和51年4月16日一部改正

昭和57年4月16日一部改正

昭和58年4月20日一部改正

昭和59年4月17日一部改正

平成7年4月20日一部改正

平成10年4月17日一部改正

平成17年4月22日一部改正

平成18年4月21日一部改正

平成19年4月26日一部改正

平成21年4月23日一部改正

平成24年4月17日一部改正

平成25年4月16日一部改正

平成30年4月17日一部改正